

議 事 日 程 (1)

令和5年6月8日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 同意第3号 芦屋町教育委員会委員の任命について

第5 同意第4号 芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

第6 同意第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第7 同意第6号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について

第8 同意第7号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について

第9 同意第8号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について

第10 同意第9号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について

第11 同意第10号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について

第12 同意第11号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について

第13 同意第12号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について

第14 同意第13号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について

第15 議案第34号 芦屋町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第35号 芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について

第17 議案第36号 芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第18 議案第37号 芦屋町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

第19 議案第38号 令和5年度芦屋町一般会計補正予算(第2号)

第20 議案第39号 芦屋釜の里収蔵展示施設改修工事(展示ケース新設)請負契約の締結について

第21 議案第40号 タウンバス車両購入契約の締結について

第22 報告第3号 令和4年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第23 報告第4号 令和4年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第24 報告第5号 令和4年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告について

---

【 出席議員 】 (12名)

1番	中西 智昭	2番	田中 太	3番	香田 一之	4番	長島 毅
5番	萩原 洋子	6番	本田 浩	7番	松岡 泉	8番	貝掛 俊之
9番	妹川 征男	10番	辻本 一夫	11番	川上 誠一	12番	内海 猛年

---

【 欠席議員 】 (なし)

---

【 欠員 】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代      書記 横田 和雄

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	村尾正一
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	本郷宣昭
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

---

【 欠席職員 】 (なし)

---

【 傍聴者数 】 2名

---

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

おはようございます。ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和 5 年第 2 回芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、御手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

---

### 日程第 1. 会期の決定について

○議長 内海 猛年君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は 6 月 8 日から 6 月 19 日までの 12 日間にしたいと思います  
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

### 日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 内海 猛年君

次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、3 番、香田議員と 9 番、  
妹川議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

---

### 日程第 3. 行政報告について

○議長 内海 猛年君

次に日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、書面により報告いたします。

次に日程第 4、同意第 3 号から日程第 24、報告第 5 号までの各議案については、この際一括  
議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

皆さん、おはようございます。

本日から諸議案の審議をお願いするわけですが、各議案の提案理由の御説明をする前に施政の方針を述べさせていただき、議員各位の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

私は先の選挙におきまして、5期目となる町政運営を担わせていただくことになりました。私に課せられた責任の重大さを痛感しつつ、住民の皆さんの負託に応えるべく、「協働と共創のまちづくり」に邁進していく決意を新たにしているところでございます。

私は平成19年5月に町長に就任して以来、芦屋町を再生する想いを込め、4期16年間、いくつもの将来ビジョンを掲げ、全力で取り組んでまいりました。この16年間で行財政改革やポートレース事業の改革に取り組んだ結果、財政の健全化をなし、住民福祉や教育、子育て支援、安全安心対策、産業の育成、環境の保全、文化の振興、そして地方創生などの各種施策を進めることができたと考えております。特に4期目は、コロナ禍や物価の高騰に対応するため様々な芦屋町独自支援策を実施してきました。町政運営につきましては、常に一步先を見据え、スピード感を持ち、現場主義を貫き、住民の皆さんと同じ目線で誠心誠意取り組んできたところでございます。今後も初心を忘れることなく、公正公平に町政運営に当たってまいりたいと考えております。また、5期目となる町長選への立候補に当たり、芦屋まちづくり戦略として10項目をマニフェストとして掲げさせていただきました。

1点目は、福祉・健康・医療などの暮らし満足度向上を推進するための「暮らし満足度アップ戦略」、2点目は、子ども・子育ての充実を推進するための「子ども・子育て支援アップ戦略」、3点目は、町の学校教育・社会教育力の充実を推進するための「教育力アップ戦略」、4点目は、皆さんが主役のまちづくりを推進するための「みんなで創るまちづくり戦略」、5点目は、元気な産業を推進するための「産業の活性化戦略」、6点目は、皆さんの安全安心の充実を推進するための「安全安心の推進戦略」、7点目は、快適な環境づくりを推進するための「次世代につなげる環境戦略」、8点目は、芦屋町への集客や財政に寄与できるよう推進するための「ポートレース芦屋の魅力推進戦略」、9点目は、オンリーワンのまちづくりを推進するための「芦屋釜の振興・芦屋港の活性化などの推進戦略」、最後に10点目が、元気な芦屋まちづくりを推進するための「総合振興計画で活力アップ戦略」でございます。

これらにつきましては選挙を通じて住民の皆さんと交わした約束でございますので、行政内部で十分協議を行った上で、町の実施計画に位置づけて推進してまいりたいと考えております。また、これを実現することで、現在、そして20年、30年先を描き、種をまくために協働と共創のまちづくりを進めていきます。住民の皆さんと一緒に汗をかき、住民の皆さんの知恵や思いを形にする、そんな「人財」あふれるまちづくりに全力で取り組んでまいり所存でございます。

それでは令和5年度の主要な施策の概要について、人を育み未来につなぐあしやまちを将来像

に掲げた第6次芦屋町総合振興計画の構成に基づいて、御説明申し上げます。なお、新型コロナウイルスの感染状況は収束しつつありますが、やむを得ず事業の延期や中止をさせていただくこともありますので、御了承いただきたいと存じます。

第1は、住民とともに進めるまちづくりでございます。

少子高齢化の進行などに伴い、様々な分野において担い手不足が進んでいるため、まちづくりの様々な分野において意欲を持って活動する人材や担い手を継続的に確保する必要があります。このため関係団体や関係機関などとの連携、相談や学習機会の提供など、まちづくりの礎となる人財の育成・発掘に努めてまいります。また、住み続けたい町、暮らしやすい地域づくりのためには、住民同士のコミュニケーションの場となる自治会活動が重要です。このため、自治会活性化事業交付金による財政的な支援、自治会担当職員制度による人的な支援を継続いたします。併せて、行政と住民による協働のまちづくりを推進するためには情報共有が不可欠です。広報あしややホームページだけでなく、SNSやKBC dボタン広報誌といった情報媒体、そして各家庭に設置している戸別受信機などを活用し、必要な情報を効果的な媒体を活用して住民の皆さんに届けてまいります。また、芦屋町公式LINEは情報のカテゴリー分けを行い、欲しい情報を欲しい人に届ける仕組みに変更いたします。

第2は、安全で安心して暮らせるまちでございます。

防災対策につきましては近年多発する自然災害の教訓などを踏まえ、定期的に防災訓練を実施するとともに、災害発生時などには戸別受信機により住民の皆さんへ迅速かつ正確な情報を伝達してまいります。また、空き家などの適正管理や除却を進めるため、老朽化した家屋の解体や撤去に対する補助を引き続き行います。併せて、災害などで商用電源が断たれた場合も、防災拠点である役場庁舎や指定避難所である中央公民館、総合体育館において一定程度の機能が図られるよう非常用電源や燃料タンクなどの備蓄熱源を拡充整備するための実施設計を行います。防犯対策につきましては、自治防犯組合などとの連携による地域ぐるみの防犯活動を行うとともに、芦屋町防犯カメラ設置補助金などにより町内の街頭犯罪の未然防止、事件・事故の早期解決を図ってまいります。交通安全につきましては、交通安全運動や広報活動などによる啓発を行うとともに、高齢者運転免許証返納者支援事業などにより交通事故の防止を図る取り組みを推進してまいります。

第3は、子どもがのびのびと育つまちでございます。

子ども・子育て支援につきましては、所得の制限なく18歳までの入院・通院費を引き続き無料とします。併せて、出産祝金などで、子供を産むことに対して支援するとともに、芦屋町小中学校・高校生等通学費補助金や新婚・子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金などにより、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ってまいります。保育所・幼稚園の施設整備につきましては、良好

な保育及び教育環境を提供していくため、愛生幼稚園の空調整備改修工事や芦屋中央幼稚園の屋上防水及び外部塗装工事に対して補助します。学校教育につきましては、第2次芦屋町教育大綱に基づき、芦屋の子どもは芦屋で育てるを基本理念に、学力・体力の向上、豊かな心の育成、特別支援教育などを推進してまいります。学力向上の取組については、中学校3年生を対象とした放課後特別授業イブニングスタディや英語検定料補助金などの取組を継続するとともに、電子黒板やタブレット端末などを活用したICT教育を推進するため、引き続き各小中学校にICT支援員を配置します。また、保護者の経済的負担を軽減するため、令和8年度まで、町内小中学校の給食費を半額にいたします。学校の施設整備につきましては、芦屋東小学校の建具や防水の改修工事に着手し、令和7年度までの3年間で整備を行ってまいります。また、小中学校の体育館照明のLED化を順次進め、今年度は芦屋小学校と芦屋中学校の整備を行います。併せて第2次芦屋町教育大綱の実施期間が令和5年度で満了するため、次期大綱の策定に取り組んでまいります。

第4は、いきいきと暮らせる笑顔のまちでございます。

地域福祉につきましては、民生・児童委員や各区の区長、社会福祉協議会をはじめとした関係団体や関係機関とともに、住民同士がつながり、互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めてまいります。高齢者福祉につきましては、介護及び認知症予防として自治区公民館体操や地域交流サロン事業を進めるとともに、老朽化している老人憩いの家の在り方について検討します。障害者福祉につきましては、自立した日常生活を支援するサービスを提供するとともに、共生社会の実現のための啓発や合理的配慮を推進してまいります。健康づくりにつきましては、特定健診、がん検診の受診率向上のための取組をはじめ、戸別訪問、健康教室、保健指導などにより、健康づくりに対する意識を高めてまいります。また、第2次芦屋町地域福祉計画、第8期芦屋町高齢者福祉計画、第3期芦屋町障害者計画及び芦屋町第3期特定健診実施計画・第2期データヘルス計画の計画期間が令和5年度で満了するため、次期計画の策定に取り組んでまいります。

第5は、活力ある産業を育むまちでございます。

農業の振興につきましては、担い手への農地の集約化を推進し、地域農業経営の安定化を図ります。また、農業水利施設の保全のため、農業用水門の整備工事を実施します。漁業の振興につきましては、優良な漁場再生のためのクロウニ駆除や漂着物の処理に対する支援を行います。また、漁港の機能を保全するために必要な日常管理や保全・更新工事を盛り込んだ漁港機能保全計画の更新を行い、適正管理に努めてまいります。商工業の振興につきましては、物価の高騰など社会情勢の変化を踏まえ、住民の生活を支援するため、商工会が発行するにこにこ商品券のプレミアム率の拡充に対し引き続き支援を行うとともに、創業促進支援事業補助金や空き店舗等活用事業補助金を活用した空き店舗対策などに取り組んでまいります。また、令和5年度から特産品開発支援事業補助金により、地域資源を活用した特産品の開発に対して補助を行います。併せて、

芦屋さわらの普及への取り組みや芦屋町ブランド認定制度の活用により、芦屋製品の消費拡大を図ってまいります。観光振興につきましては、第2期芦屋町観光基本構想の基本理念である「人から人に、あしやを伝える。」の実現に向けて取組を進めてまいります。また、観光あしや協議会による観光事業の推進を図るとともに、あしや花火大会、あしや砂像展の開催などに取り組んでまいります。観光の施設整備につきましては、魚見公園の整備に向けた実施設計やレジャープールアクアシアンの改修工事、海浜公園第三駐車場のトイレ改修工事、国民宿舎マリントラスあしやの屋上防水工事に向けた実施設計などを行います。芦屋港の活性化につきましては、芦屋港の管理者である福岡県と連携しながら事業を推進してまいります。福岡県では、ボートパーク整備や海釣施設整備が進められています。芦屋町では、隣接する芦屋海浜公園を含んだ芦屋港周辺の一体的なエリアマネジメントを担う観光DMOの設立に向け準備を進めてまいります。

第6は、環境にやさしく、快適なまちでございます。

芦屋町の美しい海岸や洞山をはじめとした景勝地など、豊かな自然環境を住民共有の財産として引き継いでいくため、芦屋町環境基本計画に基づき、環境行政を総合的かつ計画的に進めてまいります。併せて、芦屋町環境基本計画の計画期間が令和5年度で満了するため、次期計画の策定に取り組んでまいります。公園につきましては、各地区にある街区公園の遊具の点検結果を踏まえ遊具の適切な管理を行うとともに、保安林などの緑地の保全や育成に取り組んでまいります。町営住宅につきましては、適切に維持管理をしながら長期にわたり活用していくことが重要であることから、芦屋町町営住宅長寿命化計画に基づき、緑ヶ丘団地9棟のエレベーター設置工事や緑ヶ丘団地8棟の外部改修及びエレベーター設置工事に向けた実施設計を行います。併せて、町営住宅の管理戸数縮減に向け取り組んでまいります。道路につきましては、個別施設計画に基づき、町内3か所の道路整備工事などを実施します。公共交通につきましては、芦屋町地域公共交通計画に基づきバス路線や便数の維持確保に努めてまいります。またタウンバスにつきましては、老朽化した車両を新しく購入するとともに、利用者の利便性の向上を図るためバスの現在地を把握し最新の運行状況などを確認できるバスロケーションシステムを導入します。公共下水道につきましては、今後も効率的かつ安定的な下水道事業を進めるため、広域連携など下水道事業の持続性を確保する方策を検討してまいります。

第7は、心豊かな人が育つまちでございます。

生涯学習につきましては、第2次芦屋町教育大綱に基づき、「だれもがいつでも主体的に学べるまちづくり」、「人々が交流し支えあう、いきいきとしたまちづくり」のため、生涯学習講座あしや塾への参加促進を図るとともに、中央公民館を中核施設として各種社会教育事業を進めてまいります。社会教育施設の整備につきましては、中央公民館の正面玄関スロープに屋根を設置する工事を実施します。また、社会体育施設の整備につきましては、総合体育館の正面玄関のスロー

プに屋根及び階段に手すりを置する工事の実施、テニスコートは駐車場整備工事に加え、コートの人工芝化や照明設備のLED化に向けた実施設計を行います。人権教育・啓発の推進につきましては、第2次芦屋町人権教育・啓発基本計画に基づき、芦屋町人権・同和教育研究協議会や関係機関との連携により、人権まつりや人権講演会などを開催してまいります。歴史・文化につきましては、歴史民俗資料館や中央公民館内ギャラリーあしやでの特別展の開催などで芦屋町の豊かな歴史資源や縁のある人々の足跡、多彩な芸術作品を知っていただくとともに、住民の皆さんの歴史・文化活動を支援してまいります。芦屋釜の振興につきましては、国指定重要文化財「芦屋霰地真形釜」が、令和6年度に故郷芦屋町に戻って来れるように収蔵展示施設の整備工事を引き続き実施するとともに、オンリーワンである芦屋釜のさらなるPRを図ってまいります。また、芦屋釜の復興を実現するため第2次芦屋釜の里振興計画に基づき新たな鋳物師の養成に取り組むとともに、独立した鋳物師への支援による芦屋鋳物の産業化を目指してまいります。

以上が、第6次芦屋町総合振興計画の全7章に係る令和5年度の主要な施策でございますが、これら施策を実現するために必要な取組、「計画の実現に向けて」を、併せて御説明申し上げます。行財政運営につきましては、町の歳入の根幹となる住民税や固定資産税をはじめ、住宅使用料や保育料などの各種使用料の徴収率向上のため関係部署による徴収事務連絡調整会議を充実させ、さらなる取組を進めてまいります。また、近年増加傾向にある、ふるさと納税受入額のさらなる増加に向け、魅力ある返礼品の充実などに引き続き取り組んでまいります。

自治体デジタルトランスフォーメーションにつきましては、自治体情報システムの標準化・共通化に向け取り組んでまいります。

モーターボート競走事業につきましては、令和5年度当初予算においても一般会計へ7億円の繰出金を計上するなど、売上は好調を維持しております。なお令和5年度は、既に開催されましたSGボートレースオールスターをはじめGI周年記念競走、GI九州地区選手権競走を開催いたします。

職員の資質向上につきましては、職員研修制度の一層の充実による職員個々のレベルアップのほか、目標管理制度の活用によるPDCAサイクルの確立などにより職員のスキルアップと業務の改善に努め、活力ある組織づくりにつなげてまいります。広域連携につきましては、連携中枢都市圏構想に基づく北九州市との連携協約の中で、下水道事業の広域化に向けた検討を進めるほか、都市圏18市町による特産品のプロモーション事業などに引き続き取り組んでまいります。

大学連携につきましては、包括的地域連携協定を締結している九州共立大学及び九州女子大学・九州女子短期大学と各種連携事業を進め、お互いの持つ資源や知識、ノウハウなどを効果的に活用できるよう取り組んでまいります。

以上、令和5年度の施政方針を述べさせていただきました。



第6次芦屋町総合振興計画の将来像「人を育み未来につなぐあしやまち」の実現に向け、住民の皆さんの声に耳を傾け、現場主義を徹底し、スピード感を持って取り組んでまいります。つきましては、議員各位をはじめ住民の皆さんの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは人事議案でございます。

同意第3号の芦屋町教育委員会委員の任命につきましては、現在の芦屋町教育委員会委員であります吉崎強志氏の任期が令和5年6月11日をもって満了となりますので、新たに佐伯慎也氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。佐伯氏は保護者であるとともに人格、教育行政に関する識見についても申し分なく適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

同意第4号の芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、現在の芦屋町固定資産評価審査委員会委員であります小田憲二氏の任期が令和5年6月21日をもって満了となりますので、新たに縄田孝志氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。縄田氏は芦屋町職員として税務課長を務められ、固定資産評価にも精通し、人格も温厚篤実で申し分なく、芦屋町固定資産評価審査委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、同意第5号の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、現在の人権擁護委員であります松田義春氏の任期が令和5年12月31日をもって満了となりますので、再度、同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。松田氏は芦屋町職員として長年にわたり奉職され、人権問題にも精通し、人格、見識も申し分なく人権擁護委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、同意第6号から同意第13号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、芦屋町農業委員会の現委員8名の任期が令和5年7月19日をもって満了となりますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。なお、選考につきましては、地区の農業関係者からなる芦屋町農業委員会委員の候補者選考委員会を設置しまして、推薦・公募による10名の候補者から農地利用の最適化を強力に進めていく観点で、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌に関する事項に関し適切に行うことができる方、農業者以外の中立的な立場の者を入れる要件などを考慮して決定したものでございます。

はじめに、同意第6号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現委員の任期満了に伴い、安高澄夫氏を農業委員会委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。安高氏は長年にわたり農業

に従事され、国立大学法人福岡教育大学監事や芦屋台地土地改良区理事長を歴任され、過去にも農業委員会委員として活躍されており、人格・見識も申し分なく農業委員会委員として適任でありますのでどうぞよろしく申し上げます。

次に、同意第7号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現委員の任期満了に伴い、安高寿倫氏を農業委員会委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。安高氏は長年にわたり農業に従事され、北九州農業協同組合青年部遠賀中間支部支部長を務められるなど人格・見識も申し分なく、農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、同意第8号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現在の農業委員会委員であります入江一博氏の任期満了に伴い、再度、同氏を選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。入江氏は会社員として勤務される傍ら北九州農業協同組合理事を務められ、現在、農業委員会委員としても活躍されるなど、人格・見識も申し分なく農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、同意第9号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現委員の任期満了に伴い、木原教茂氏を農業委員会委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。木原氏は長年にわたり農業に従事され、人格・見識も申し分なく農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、同意第10号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現委員の任期満了に伴い、重岡裕馬氏を農業委員会委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。重岡氏は長年にわたり農業に従事され、人格・見識も申し分なく農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、同意第11号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現委員の任期満了に伴い、中野則幸氏を農業委員会委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。中野氏は長年にわたり農業に従事され、人格・見識も申し分なく農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、同意第12号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現委員の任期満了に伴い、本田勝人氏を農業委員会委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。本田氏は長年にわたり農業に

従事され、過去にも農業委員会委員として活躍されており、人格・見識も申し分なく農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、同意第13号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現在の農業委員会委員であります萩原洋子氏の任期満了に伴い、再度、同氏を選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。萩原氏は現在、町議会議員、農業委員会委員としても活躍されるなど人格・見識も申し分なく農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に条例議案でございます。

議案第34号の芦屋町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法及び地方自治法施行令の改正に伴い、地方公共団体の議会の議員個人による当該地方公共団体に対する請負について、各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額の上限額が300万円とされました。そのため、町議会議員の配偶者等の請負等に関して、言及している箇所について、制約を緩和するなど、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第35号の芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、山鹿小学校学童クラブの入会者数の増加により山鹿公民館の会議室を保育室として利用することに伴い、山鹿小学校学童クラブの定員数を改正するほか入会の要件等に関する規定の整備等を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第36号の芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、学童クラブの設備及び運営に関する基準のうち、職員に関する基準及び専用区画の面積及び一の支援の単位を構成する児童の数に関する基準について、各学童クラブにおける職員配置及び入会児童数に関して柔軟に対応できるよう、当分の間、当該基準を適用しないこととする経過措置を規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第37号の芦屋町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、文部科学省からの通知に基づき、障害を理由として、障害者でない人と不当な差別的扱いをすることにより障害者の権利利益を侵害することにつながる規定を削除するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第38号の令和5年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,200万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫補助金を計上したほか、山鹿小学校学童クラブ改修事業に充当する過疎対策事業債を計上するとともに財政調整基金繰入金を減額計上するものでございます。歳出につきましては、国の交付金を活用した地域脱炭素移行・再エネ推進補助金を計上した

ほか、マイナンバーカードを利用した各種証明書自動交付機の導入に係る費用及び遠賀郡広域電子図書館運営に係る負担金等を計上するものでございます。

次に契約議案でございます。

議案第39号の芦屋釜の里収蔵展示施設改修工事（展示ケース新設）請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございます。芦屋釜の里収蔵展示施設改修工事（展示ケース新設）について請負契約を締結するものでございます。

議案第40号のタウンバス車両購入契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく契約議案でございます。タウンバスの車両について、購入契約を締結するものでございます。

最後に報告案件でございます。

報告第3号の令和4年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、芦屋釜の里収蔵展示施設改修事業、下水道会計補助事業ほか6事業費を翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

報告第4号の令和4年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、大君第二雨水幹線改修工事、浄化センター水処理設備建設工事委託、中ノ浜ポンプ場水処理設備等建設工事委託、浄化センター管理棟改築工事委託の各事業費を翌年度に繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

報告第5号の令和4年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、艇庫改修工事、艇庫改修工事監理委託の各事業費を翌年度に繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

#### ○議長 内海 猛年君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第4、同意第3号から、日程第14、同意第13号については人事案件でございますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。まず日程第4、同意第3号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致でございます。よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

次に日程第5、同意第4号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

次に日程第6、同意第5号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

次に日程第7、同意第6号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

次に日程第8、同意第7号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、同意第7号は同意することに決定いたしました。

次に日程第9、同意第8号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、同意第8号は同意することに決定いたしました。

次に日程第10、同意第9号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、同意第9号は同意することに決定いたしました。

次に日程第11、同意第10号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、同意第10号は同意することに決定いたしました。

次に日程第12、同意第11号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、同意第11号は同意することに決定いたしました。

次に日程第13、同意第12号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、同意第12号は同意することに決定いたしました。

次に日程第14、同意第13号についてですが、地方自治法第117条の規定によって萩原議員は除斥となりますので、退場を求めます。

[5番 萩原 洋子君 退場]

○議長 内海 猛年君

お諮りします。日程第14、同意第13号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙 手]

○議長 内海 猛年君

賛成多数であります。よって、同意第13号は同意することに決定いたしました。

ここで、萩原議員の入場を求めます。

[5番 萩原 洋子君 入場]

○議長 内海 猛年君

ただいまから質疑を行います。

まず日程第15、議案第34号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

日程第15、議案第34号、芦屋町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について伺います。

まず、この議案は芦屋町政治倫理条例を改正し、今まで議員は町の請負ができなかったものを、議員についても年間300万円以内であれば請負ができるようになり、配偶者についても緩和するという条例です。なぜ、この6月議会に執行部がこの条例の改正を急速に出されたのか、その点について、まず伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

地方自治法第92条の2が令和4年12月16日に改正されたことに伴いまして、地方自治法施行令が令和5年3月1日に改正されております。この関係で請負の対象が明確化され、各年度において支払いを受ける請負の対価の総額が先ほど言われました300万の上限という形で、地方公共団体の議会の適正な運営の確保を図るための環境の観点からこういうふうな改正がされたというところで、ここに基づいてこういう形で改正されておりますので、芦屋町におきましても議会の議員様が請負契約できるという形の改正を行いたいというところで、今回提出をしたものでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

2回目の質問をします。

芦屋町政治倫理条例は、過去に起こった贈収賄事件の教訓から、「住民から町政に対して疑惑の念を持たれないようにしなければならない。」と、議会が平成5年に県内に先駆けて政治倫理条例を制定しました。その後、政治倫理条例の物品納入に関する問題が出てきました。この問題によってですね、議会として特別委員会を設置して、全国でも厳しい水準の政治倫理条例に発展させてきたものです。こういった歴史的経過の中でつくられたものを「地方自治法が変わったから。」と議会に相談なく突然に一方的に出してくるのは、議会軽視というほかにはないと思います。この点について伺います。

政治倫理条例の制定をしてない自治体なら分かりますが、条例を制定している町であれば議会でも論議をして、議会が提案するものであるのではないかというふうに思います。政治倫理条例は、「町政に対する町民の信頼に応えるとともに、町民が町政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的」としており、「議員は、町民の信頼に値する倫理性を自覚し、町民に対し自らすすんでその高潔性を明らかにしなければならない。」としています。その肝であり要であるものが、議員の請負の禁止であったはずですが。この点について執行部に伺います。

それと、この中では請負の上限金額を300万としておりますが、そういった300万にした根拠はどこから出ているのか、分かればお答えをお願いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、川上議員が言われましたいろいろな事件が起こってこの政治倫理条例が制定されたというところで、その中で今回の「請負契約が300万円の上限まではオーケーになるというところについて、いかがなものか。」というふうに言われておりますけれど、この点につきましては地方自治法の改正における国の審議過程において付託審議がなされて、政府は議員の職務執行の公正、適正を損なうことにならないよう改正の趣旨の徹底と、併せて各地方公共団体において議会個人による請負状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行うこととされました。

さらに、総務大臣の通知では、「議会の運営の公正、事務執行の適正が損なわれることのないよう、例えば条例の制定を定めるところにより、地方公共団体に対し請負をするものである議員が当該請負の対価として各会計年度に支払いを受けた金銭の総額や、請負の概要など一定の事項を議長に報告し当該報告の内容を議長が公表するなどとする、各地方公共団体において議員個人における請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適切である。」という形で通知もされているところでございます。

このため、議会において議員個人の請負の状況の透明性に関することは、議会において実情に応じ御判断をしていただくほうがよいのではないかと考えておりますし、この300万円の基準となるものにつきましては私どももちょっと、国の法律で決められたという形で、それ以上になるとやはり請負が高くなるのではないかとという形で、上限が決められたという形で法整備が改正されたというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

まず300万円を上限にしたというのは今、課長が答弁されたように国会の審議を見ましても、提案者からは、「数千万にすればちょっと多いので、取りあえず300万円にしました。」という、そういった答弁がされてました。だけ、基本的な根拠はない、取りあえず。そして、またこれを上げるとすれば、今度500万円にしたり800万円にしたりとかそういったことも可能であるというようなね、道を残しているという、そういった答弁がされてました。それとやっぱり小規模請負の一般論、全国的な観点から見れば、小規模請負の約8割が300万円以下というふうになっています。

それでは、これになると今、町に物品納入を300万円以下で納入している人であれば議員に立候補できるという、そういったことにもなっていくわけなんです。その請負額が300万円



以下か、以上であるかはどこがチェックするのか。先ほどは、議会のほうで今後考えるというよ  
うなね、そんなことでしたが。その議会で考える人たちが、議員が、町に納入してる人がそのこ  
とについて考える。300万円以上か300万円以下であるか、300万円以上であったら、ま  
た仮に1万円でもオーバーしたら地方自治法によれば失職するということになってきますが、そうい  
ったことを議会の中で判断するというようなことになっていくと思いますけど、こういったこと  
がですね、実際にできるのかというふうに考えております。

それと、そういった点ではですね、果たして今後議会の中で論議されると思いますが、そうい  
ったことを議員が行うということが可能なかどうか、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

そういう条例等につきましても審議されるのは可能ではないかという形で、私のほうは議会事  
務局のほうにも確認をしておりますし、そういう条例的などころの参考となるものも出てるとい  
うふうに、お伺いしているところです。

以上です。

○議長 内海 猛年君

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですので、議案第34号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第16、議案第35号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第35号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第17、議案第36号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第36号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第18、議案第37号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第37号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第19、議案第38号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第38号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第20、議案第39号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第39号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第21、議案第40号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第40号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第22、報告第3号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第3号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第23、報告第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第4号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第24、報告第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第5号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第15、議案第34号から日程第21、議案第40号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 内海 猛年君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 15 分散会

---